

提案	(1) 提案件名	職員提案個別票	受付番号	2
	粗大ごみ及び草木類戸別回収のエリア制導入による回収の効率化			

(2) 現状及び課題

※提案内容に含む

(3) 提案内容	(4) 改善効果
<p>戸別回収のエリア制は、令和2年度に試行的な取り組みを行い、その結果を勘案したうえで、令和3年4月から本格的に導入した。</p> <p>エリア制により、粗大ごみは1台あたりの件数を西側26件、東側24件に増加することができた。その結果、配車する台数を変更することなく、1か月あたりの回収件数を約60件(約3台分)増加できるようになり、予約受付から回収までに要する期間を短縮することができた。</p> <p>※1台あたり2名の職員が従事するため、月間で3台6名分の削減効果。</p> <p>草木類については、件数の上限は変更していないが、従前から回収の合間に実施している自治会の草木類置場や小中学校の草木類回収の需要が増加しても遅滞なく回収できる体制を構築することができた。</p> <p>今後も引き続き、回収の効率化や市民の満足度向上につながるよう対象エリアの見直しなどに取り組んでいく。</p>	<p>粗大ごみ及び草木類の戸別回収は、市内全域を対象エリアとして予約制での回収を行っている。1日の回収件数は、1台あたり粗大ごみは22件、草木類は20件を上限とし、粗大ごみは1か月に20台(440件回収)、草木類は季節を考慮しながら1か月に8~16台(160~320件回収)ほど配車している。</p> <p>従前から戸別回収の需要は増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により片付けごみが増加したことや、草木類資源化の認知度向上により、予約件数が大幅に増加したことで、通常時は1~2週間以内の回収が可能であったが3~4週間後の回収となる状態になってしまった。</p> <p>この対応策として、市内全域としていた回収エリアを東西に2分割し、対象範囲を限定することで移動に係る時間的なロスを削減するとともに1台あたりの回収件数を増加し、戸別回収の効率化を図った。</p>

表彰基準	所見
優良賞	-

※実績ほう賞